# 「財産収支状況書」の書き方

「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

#### 「2 現在納付可能資金額」欄

- この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を 計算します。
- 〇 「現金及び預貯金等」欄には、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称・数量を記載します。
- 〇 「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載 します。
- 〇 「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手 持ち現金の金額及び預貯金等の金額を記載します。
- 「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- 「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうちに、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情にチェック(②)を付けます。
  - ・ 「□ 運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下「計算期間」といいます。)(※)の事業に係る支出に充てる必要があるときにチェックを付けます。
  - ・ 「口 生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間(※)に支出する生活費 に充てる必要があるときにチェックを付けます。
  - ・ 「口 その他」にチェックを付けた場合には、その事情を[]内に具体的に記載します。
  - ※ 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も対象とすることができます。
- 〇 「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」の合計額を記載します。 「現在納付可能資金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

#### 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄

- 〇 この欄では、猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載し、 納付可能基準額(月額)を計算します。
- 〇 「収入」欄には、売上収入その他の経常的な収入を全て税込金額で記載し、その合計額を「①収入合計」欄に記載します。なお、納税者が個人の場合には、給与収入や報酬の手取り額(直近1か月分の収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額)も含めて記載します。

- 「支出」欄には、事業に係る支出の場合は、仕入、給与・役員給与(人件費)、家賃等、 諸経費、借入返済その他の支出を記載し、その合計額を「②支出合計」欄に記載します。 なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、 不要不急の財産の取得のための支出や、期限の定めのない債務の弁済のための支出等は 認められないことに留意してください。また、減価償却費など、実際に支払を伴わない 費用などは「支出」に該当しません。給与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する 所得税等を差し引いた金額を記載してください。
- 〇 「③納付可能基準額」欄には、「①収入合計」から「②支出合計」を控除した金額を記載します。
- 納税者が個人の場合には、「生活費」欄に、納税者及び納税者と生計を一にする親族の 生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。なお、 納税者と生計を一にする親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の 負担額を減算します。
- A 納税者及び納税者と生計を一にする親族の生活費として、①納税者本人につき 100,000 円、②生計を一にする親族 1 人につき 45,000 円、③手取り額(※)から①及び②を差し引いた残りの金額の 20%に相当する金額(又は①及び②の合計額の 2 倍に相当する額のいずれか少ない金額)の合計額(以下「基準額」といいます。)。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする親族の年齢、所有資産、健康状態等の事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

- ※ 「手取り額」とは、給与所得者については、直近1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額です。個人事業者及び不動産所得者については、直近の年分の確定申告書に添付されている青色申告決算書に記載された青色申告特別控除前の所得金額(青色申告の場合)又は収支内訳書に記載された専従者控除前の所得金額(白色申告の場合)に相当する計算期間(申請書を提出する日からおおむね1か月以内)における額をいいます。なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。
- B 実際に支払った食費、家賃、水道高熱費などの金額を具体的に把握している場合は、 それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。
- 【備考】欄には、生活費をAの方法により計算した場合には、次の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道高熱費などの金額の内訳を具体的に記載します。

#### 《【備考】欄の記載例》(Aの方法により計算した場合)

(給与収入の手取り額:35万円、4人家族(納税者本人、妻、子2人)の場合)

妻と子 2 人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月 5 万円程度ある。また、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に 15,000 円程度の医療費を支払っている。

(納税者本人の生活費) (生計を一にする親族の生活費)

100,000 円 + (45,000 円×3 人) = 235,000 円

(手取り額) (基準額)

235,000 円 + { (350,000 円-235,000 円)  $\times 20\%$  = 258,000 円

(基準額) (医療費) (妻の収入) (生活費)

258,000 円 + 15,000 円 - 50,000 円 = 223,000 円

## 「4 分割納付計画」欄

- 〇 この欄には、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「③納付可能 基準額」を基に具体的な納付計画を記載します。
- 〇 「月」欄には、猶予期間中の全ての月を記載します。
- 〇 「分割納付金額」欄の各月の納付金額は、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「③納付可能基準額」に記載した金額とします。ただし、臨時的な収入や支出がある月又は納付積立てを行う月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。
- 「備考」欄には、「分割納付金額」欄の金額を納付可能基準額よりも増額又は減額した 金額としている月について、その増額又は減額した理由を記載します。

# 《記載例》

#### (臨時的な収入)

- 不動産の売却による収入(〇〇円)
- ・借入による入金(〇〇円)
- ・貸付金の回収による入金(〇〇円)

#### (臨時的な支出)

- 〇〇税の納付(〇〇円)
- 家屋の修繕費の支出(〇〇円)
- 製造用機械の買替え(〇〇円)

#### 「5 財産等の状況」欄

# 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

- 〇 売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日(手形の場合は支払期日)、種類及び回収方法等を記載します。
- 〇 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。
- 「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

## 「(2) その他の財産の状況」欄

〇 不動産、車両、国債・株式等の有価証券など、所有している財産の種類、数量、所在 地等を記載します。また、「その他(保険等)」欄には、保険、敷金、保証金等の財産を 記載します。なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして、「2 現在 納付可能資金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

## 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

- 借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及 び担保提供財産等を記載します。
- 〇 「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。
- 〇 「返済終了(支払)年月」」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。
- 「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は 「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。
- 〇 「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保 として提供している財産等を記載します。